

Title	書評：塩原良和著『共に生きる： 多民族・多文化社会における対話』弘文堂、2012年
Sub Title	
Author	田村, 哲樹(Tamura, Tetsuki)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2013
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.18 (2013. 7) ,p.151- 159
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評 目次のタイトル：「書評：塩原良和著『共に生きる』」
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20130706-0151

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評：塩原良和著

『共に生きる—多民族・多文化社会における対話』弘文堂、2012年

田村 哲樹

1. 本書の内容

本書は、これまでフィールドワークに基づくオーストラリアの多文化主義研究で多くの研究成果を上げてきた著者が、これまでの研究から得られた知見を踏まえつつ、今日における多文化主義の特徴と展望について、できるだけ平易な言葉を用いて論じたものである。本書が直接念頭に置いているのは、日本社会である。しかし、その議論の射程は、より広く現代社会一般に及んでいる。

今、「多文化主義」と書いた。本書におけるこの用語の使用には、次の三つの特徴がある。そして、この三つの特徴は、そのまま本書の立場を表している。第一に、それは現代社会において普遍的ないし不可避的に求められるものである。確かに本書では、オーストラリアや日本における多文化主義をめぐる様々な状況が参照されている。しかし、本書において「多文化主義」は、どこか特定の国や地域の特殊な問題として扱われているわけではない。著者の考える「多文化主義」は、流動化・液状化する現代社会の中で「自己と他者の再帰的相互作用のプロセスにすでに巻き込まれている」（13頁）私たちが、単に流動化・液状化に押し流されるのではなく、より主体的に生きるために必要なものである。「多文化主義」は、急速に変容する現代社会において不可避的に求められるものなのである。

第二に、その場合の「多文化主義」とは、単に「異なる文化を尊重しましょう」といったものではない、ということである。本書における「多文化主義」の核心をなすのは「対話」である。ここで「対話」とは、「他者との相互作用を通じた相互変容を積極的に行い、そこから何らかの合意や同意を生み出そうとする意志」とであるとされる（13頁）。この定義に「相互変容」が盛り込まれていることが重要である。つまり、本書における「多文化主義」とは、単に自分とは異なると見える人々を尊重したり、そのような人々に対して寛容であったりすることではない。それはもちろん、特定の（しばしば多数派の）文化や価値観に同化を求めることでもない。そうではなく、「異なる」人々が対話を通じて「変わりあう」ことこそが重要である（第10章）。このような意味での「対話」を核心とする多文化主義——それは「コスモポリタン多文化主義」とも呼ばれる——こそ、その実現が目指されるべき規範なのである。

第三に、しかしながら同時に、現実に提案／推進される「多文化主義」が「対話」を基礎にしたものとは限らないことにも注意を払うことが必要である。そこで本書では、「多文化主義が

田村哲樹「書評：塩原良和著『共に生きる——多民族・多文化社会における対話』

『三田社会学』第18号（2013年7月）151-159頁

いかに多様で社会の変動に伴って変化する概念であるか」(17 頁) が解明される。具体的には、行政によって推進される「公定多文化主義」(第 5 章) や「ネオリベラル多文化主義」(第 6 章) が、対話的ではない多文化主義の事例として批判的に取り上げられる。対話的ではない多文化主義においては、「相互変容」「変わりあい」が見られない。それを別の言い方で表現すれば、マジョリティ/マイノリティの二分法が維持されたままの「多文化主義」ということである。本書の考察の多くは、この二分法自体を問い直すことに充てられている。「多文化共生・外国人住民支援政策の根拠を確立していくためには、『日本人』と『外国人』を二項対立的にとらえる視点そのものを問い直し、乗り越えていく必要がある」のである(135 頁)。たとえば、第 2 章では、日本を事例に「日本人がマジョリティ」という想定が問い直される。第 5 章では、「公定多文化主義」においていかに「マジョリティ性の優位の堅持」(85 頁) が見られるかが明らかにされる。

以上のように、本書は、現代社会における多文化主義の不可避性という認識から出発し、現実の「多文化主義」がしばしばマジョリティ/マイノリティの二分法を前提としたものであることを批判しつつ、それを克服するための規範として「対話」の重要性を説く、というものになっている。

2. 本書の意義

本書の意義の一点目は、「多文化主義」をキーワードとしながら、コンパクトな入門書の中に、現代社会の時代診断(ないしマクロな社会変動)、現実の「多文化主義」の分析、そしてあるべき社会像の三つの要素を盛り込んでいることにある。今日、社会科学諸分野では、研究の分業が進んでいる。そのため、たとえば、現象の記述または説明を行う経験的・実証的な研究と、価値や規範についての研究とは別個に行われるべきものと見なされることも多い。このような社会科学の現状に照らせば、本書のようなスタイルは「反社会科学的」とさえ言えるかもしれない。しかし、そのようなスタイルゆえに、本書は、コンパクトながらも骨太なメッセージをもった現代社会論となっているのである。また、社会の現状を経験的に解明しつつ、よりよい社会のあり方を規範的に探究する本書のスタイルは、近年の「公共社会学」の提案(盛山 2012)とも共鳴するものでもあることも付言しておきたい。

本書の第二の意義は、「どのような多文化主義か?」という問題について、様々な「多文化主義」の考え方を区別しつつ、それらの問題点と意義を丁寧に解説していることである。本書を読めば、それまで多文化主義について真剣に考えたことがなかった読者であっても、マジョリティ/マイノリティの区別を維持したままでの「多文化主義」にどのような問題があるのか、および、そもそもどのような考え方がマジョリティ/マイノリティの二分法を維持したものであるのかがよくわかるだろう。しかも、その際の著者の記述は、単に丁寧であるだけでなく、予想される反論も念頭に置いた、それ自体「対話的」な記述である。

第三に、本書は、民主主義論、特に熟議民主主義論として見た場合にも、次の三点において、

大変興味深い主張を含んでいる。第一に、差異を真剣に考慮するからこそ熟議／対話が必要となるというメッセージを力強く発していることである。しばしば熟議民主主義に対しては、人々の間に深刻な差異が存在する場合には熟議／対話は無力ではないか、という疑問が提起される。これに対して著者は、差異を真剣に受け止めるならば、熟議／対話に行きつかざるを得ないと本書全体を通じて力強く主張する。イエン・アンの「コスモポリタン多文化主義」を紹介する中で、「絶えず対話を続けていくこと自体を、人々を結びつける力としていくのである」と書かれている箇所（156頁）は、まさに著者自身の熟議／対話観をよく示すものであろう。また、評者のように理論あるいは思想として熟議民主主義を扱っている者にとっては、著者のようなフィールドワークを踏まえた多文化主義研究者が熟議／対話に到達することは実に心強い。というのは、理論ないし思想研究は、常に「現実との乖離」という批判に悩まされるからである。熟議民主主義もまた例外ではない。もちろん、熟議とはそれ自体一つの望ましい規範であり、そうである以上、必ずしもそれが「現実的」でなければならないわけではない。なぜなら、「現実」を規制する点にこそ、規範の存在理由があるからである。しかしながら、もしも規範があまりにも現実と乖離しているならば、それは現実に対する有効な規制足り得ないであろう。本書は、評者にとっては、熟議／対話が決して現実と乖離した規範ではないことを示してくれる貴重な著作である¹⁾。

第二に、本書における熟議民主主義が日常生活の次元を含むものとして構想されており、その結果、熟議民主主義の構想を豊富化することに貢献している点である。本書でも参照されているように（156頁）、熟議民主主義研究では、ジェーン・マンズブリッジが「日常的な話し合い（everyday talk）」を熟議民主主義の重要な構成要素として論じた（Mansbridge 1999）。彼女が「日常的な話し合い」の事例として取り上げたのは、夫婦間のそれであった。家族あるいは親密圏は、「日常的な話し合い」の重要な場の一つである（cf. 田村 2010）。本書における「日常的な多文化主義」は、「日常的な話し合い」の場のもう一つの事例を提供するものである。

最後に、熟議／対話の様式（モード）として「怒り」「ケンカ」が提示されていることである。著者は、怒りもまた「他者とのリフレクシブな対話を生み出す」と主張する（163-164頁）。一見、怒りやケンカを対話に含める著者の立場は、やや突飛なものに見える。しかし、熟議民主主義研究においても、理性的な論証だけではなく、感情・情念に基づいたコミュニケーション様式も正当なものとして認めるべきだとの議論は存在する。齋藤純一が指摘するように、怒りや憤慨は自分たちの意見が「尊重されていない」ことを伝えるものであり、そのことをもって、既存の熟議がどのような排除や周辺化の効果を持っているのかを反省する機会を与える。したがって、重要なことは、怒りの感情を拒否することではなく、それを適切に解釈し、評価することなのである（齋藤 2012: 190, 195）。著者が怒りやケンカに注目するのも、それが自己のあり方への相互反省をもたらし、そのことがさらに相互信頼を強化する可能性に注目してのことである（164-165頁）。実際に怒りがどの程度そのような可能性を持ち得るのかについての、あるいは、怒りの持つ弊害についての考察も確かに必要であろう。ただし、ここでは、著者の議

論が熟議／対話の様式についても貴重な知見を付け加えるものであることの方により注目しておきたい。

3. 論点

本書を一読した時の評者の感想は、「その通り」というものだった。もっとも、評者は多文化主義研究にもオーストラリア研究にも門外漢である（オーストラリアでの在外研究経験を持つにもかかわらず）。したがって、上記の感想は多分に評者の無知に由来するものである可能性も高い。とはいえ、その点を割り引いても、本書がその時代診断および熟議／対話の捉え方について評者自身のそれと多くの共通点を持つことは確かである。そのことが、「その通り」という感想をもたらしたのだろう。

しかしながら、書評を書く以上、「その通り」という感想だけで締めくくるわけにはいかない。本書に対するあり得る疑問を提示し一定の検討を加えることも、評者の責務のはずである。そこで、以下では、本書から浮かび上がってくるいくつかの論点を提示する。

(1) 事実と規範の関係をめぐって

第一に、先に述べた本書の第一の意義は、批判をもたらすものでもあり得る。つまり、時代診断、現実分析、そして規範的構想の三つを盛り込んだ本書は、今日の学問の状況に照らした場合、やはり社会科学とは言えないという評価に帰着するのではないだろうか。

このような疑問に対して、評者は、これら三つの要素が結びついていることにはある種の必然性があると考え。まず、流動化・液状化という時代診断とマジョリティ／マイノリティの二分法への批判を伴う現実分析とに通底するのは、「地域」に対する著者の理解の仕方である。著者は別の著作（塩原 2010）で、テッサ・モーリス＝スズキの「反地域研究」「液状化する地域研究」というアプローチを肯定的に参照している。これは、特定の「地域」を固定的な実体と見なしてそれだけを研究するのではなく、「遠く離れた様々な地点」から観察を行い、さらには、地理的な「地域」ではなく人々の「流れ」と「渦」から創り出される「フィールド」を研究するというアプローチである。このように、地域を固定的に見ない接近方法の採用が、著者の時代診断と現実分析を連関させているのではないかと評者は考える。

次に、一方の時代診断および現実分析と他方の規範的提案との関係についてである。一般的に言って、ある「現実」に対応する規範的提案は一つとは限らない。確かに、「社会が流動化している」という時代診断は「対話」という規範的提案と結びつき得る。しかし、それはあくまで論理的可能性の一つに過ぎない。本書序章の区別を使用すれば、「社会が流動化している」ので（リフレクシブではなく）「フレキシブルであるべき」という規範的提案もあり得る。あるいは、マジョリティ／マイノリティの区別がどのように存在しているかの現実分析は、そのような区別を克服するべきという規範とも、その区別を維持するべきという規範とも結びつき得る。著者の前著（塩原 2010）を書評した五十嵐泰正は、「つながることの喜び」の称揚という「べ

タに規範的でアイデアリスティックに過ぎる」結論に「面喰ってしまった」と述べているが（五十嵐 2011: 144）、その理由の一つは恐らく、上記のような特定の事実と特定の規範との結びつきの非必然性であろう。

それでは、著者はこの問題にどのように対応しているのだろうか。評者には、時代診断が現実分析と規範的提案とを媒介する役割を果たしているように思われる。すなわち、本書において、規範的提案としての対話は、「高度近代」あるいはその特徴を示す流動化・不安定化、そしてその帰結として人々の間に広がる「存在論的不安」という時代診断をベースとし、それへの対応策として提示されているのである。この時代診断自体は、実証的なものというよりは社会理論家達によって「様式化された事実」（Dryzek 2007: 238-239）である。したがって、精緻な経験的研究を通じて、「流動化」や「不安」といった把握は修正される可能性もある。しかし、このような「様式化された事実」への対応を考えるという文脈を設定することで、対話を通じた人々の結びつきの形成という著者の規範的ビジョンが「不可避性」を帯びる。著者にとって、対話とは単なる観念的に構築された理想なのではない。それは、現代社会の状況に照らして不可避的に要請されるものなのである。

このように考えても、依然として事実と規範との次元の違いを完全に克服したことにはならないのではないか、という疑問はあり得る。確かに、「対話が不可避的に要請される」と言い得るためには、その前提として、「不安を持って生きるよりもそうではない形で生きる方が望ましい」とか、「他者とできるだけ対等な関係にある方がそうでないよりも望ましい」といった価値判断が存在しなければならない。そして、もしそうだとすれば、論理的には、なぜ不安のない生きの方が他者を不安の元凶とする被害妄想に苛まれた生き方よりも望ましいのか、なぜ対等ではない関係よりも対等な関係の方が望ましいのか、といった規範的問いに答える必要がある。そして、著者がこの点まで掘り下げた規範的考察を行っていないのは確かである。

しかし、評者には、この点をもって著者を批判するのは、著者に対する過大な要求であるように思われる。第一に、これらの規範的問いに真剣に取り組むことができるのは、哲学者あるいは倫理学者であると思われるが、著者の専門は哲学ないし倫理学ではない。第二に、既に述べたことだが、著者は時代診断によって規範的考察の不十分さを補っている。たとえば、「他者が不安の源泉である」という認識を共有していても、だからこそ他者を排除すべきという、著者とは異なる規範的判断を行うことも可能である。これに対して、著者は、その時代診断を通じて、他者の排除はそもそも不可能なのであるという議論を行うことで、純粋に規範的な水準のみでの議論を回避しているのである。第三に、不安のない状態あるいは対等な状態の方がそうではない状態よりも望ましい、という著者の規範的立場は、私たちの多くが有する直観と一致していると思われる。争いが生じるのは、どのような状態が「不安ではない状態」なのか、対等とはどのようなことか、という水準においてであろう。そして、この水準については、著者は、（やはり時代診断と絡める形とはいえ）「対話」をキーワードとする形で著者なりの議論を展開している。

(2) 対話の制度をめぐる

第二の疑問は、対話ないし熟議の場の構想が不十分なのではないか、というものである。意義のところで述べたように、「日常的多文化主義」や「コスモポリタン多文化主義」の用語を援用しながら語られる本書の多文化主義の構想は、「日常的な話し合い」としての熟議民主主義の重要性を民主主義研究者に認識させる重要な議論である。

しかしながら、そのことの裏返しとして、本書における熟議／対話の制度像は、不明確なままにとどまってしまっている。著者は、ナンシー・フレイザーを参照しつつ、「マイノリティの人々が同胞のあいだで母語を用いて自由に討議できる場を実現しつつ、そうした複数の場を橋渡しする場を構築するのむひとつの選択肢となりうる。ただし、そうした橋渡しの場は公的な制度だけではなく、マイノリティとマジョリティの日常的対話の場でもなければならぬ」と述べている (157 頁)。恐らく、ここで語られているイメージをより具体化していくことが著者には求められているのではないだろうか。

たとえば、ここで「公的な制度」と言われているものはどのようなものなのか。そこには、たとえば無作為抽出で集まった人々が特定の問題について熟議／対話する市民討議会などの「ミニ・パブリックス」も含まれるのだろうか²⁾。あるいは、日本で言うところの町内会などのような地域コミュニティの会合も含まれるのだろうか。ミニ・パブリックスの場合、そこで熟議／対話は確かに「日常的対話」とは異なると考えられる。なぜなら、そこに集まる人々は無作為抽出された人々であり、必ずしも日常的に顔を合わせるような関係とは限らないからである。そのような「親密」ではない人々の間の熟議／対話は、場合によってはいささか堅苦しいものになるかもしれない。また、より公式の制度次元について言えば、行政が主導する「公定多文化主義」が、著者が指摘するように、マジョリティ中心の統合の論理に傾きすぎてしまうことも (第 5 章参照)、制度の抱える問題点かもしれない。しかし、他方で、制度化された熟議／対話の場には、問題が明確に設定され、参加者には一定の対話の技法を求められることで、討議の内容が曖昧化したり、議論が過度に先鋭化したり、さらには、参加者の社会的地位の格差が発話の影響力の格差をもたらしたりすることを回避する効果もある。逆に言えば、制度的な縛りのない「日常的な話し合い」においては、これらの問題が生じやすい³⁾。あるいは著者は、行政による「公定多文化主義」がマジョリティ中心の統合を維持することに傾きやすいと把握しつつ (第 5 章)、他方で、「自治体政策が地域における国籍や民族をこえた『つながり』の形成を積極的に促進することが重要である」とも述べている (142 頁)。自治体政策がそのような「つながり」形成の促進という内容を持つものとなるには、政策形成そのものが、マジョリティもマイノリティも含む形での熟議／対話を通じて行われる必要があるのではないだろうか。つまり、制度には制度の意義があるのである。様々な制度の意義を認めた上で、それらと日常的対話との連関について検討することは、著者の次の課題ではないかと思われる。

(3) マジョリティはどのようにして対話できるのか？

最後の論点として提示したいのは、マジョリティはどのようにして対話を行うことができるのか、というものである。この問題に対して、著者は二つの筋道を提示しているように思われる。そして、あらかじめ述べておかなければ、この二つの筋道は緊張関係にあるように思われる。

一つの筋道は、マジョリティにマジョリティであることに由来する不正義への関係性や加害可能性を認識させることを通じて、というものである。たとえば、著者は、自分が直接関与したわけではない過去に起こった不正義にマジョリティが「事後共犯」的に関係することを表現するために、「連累」(モーリス＝スズキ) の概念を用いている(47頁)。この概念によって、著者は、マジョリティとマイノリティとの間の関係性を明らかにし、もって両者が対話を行う必然性を示そうとしているのである。この筋道において、対話を通じてまず変わらなければならないのはマジョリティの側である。「マイノリティに対して『変われ』と強要する権利は誰にもない」(149頁、注5)。つまり、ここでは、マジョリティとマイノリティの間に「立場(ポジション)」の差異があることが前提なのである。

これに対して、もう一つの筋道では、マジョリティとマイノリティとの間の共通性を明らかにすることを通じて対話に至ることが考えられているように思われる。たとえば、第9章では、日本人(マジョリティ)と外国人(マイノリティ)の「両方が困っている」(134頁)という形で状況を認識することが、「両者に共通の課題としての社会的包摂の達成に向けた政策」(142頁)の必要性を根拠づける、と述べられている。また、第10章では、「支援の対象者」ではなく、既に「社会の一員」となっている外国人住民が存在し、彼女たちの声を無視することが「ますます難しくなっている」との状況認識が示される(144-145頁)。ここから、日本人との外国人との間で「ともに社会を支えていく担い手としての関係」(145頁)を築いていくこと、そして、そのための「対話」の必要性が論じられる(147頁)。ここでは、マジョリティとマイノリティとが対話を必要とする共通の状況に置かれているという意味で、両者の間に共通性が存在することが主張されているのである。

著者は、マジョリティとマイノリティとの対話のためには、前者の筋道を踏まえることが必須であると考えている。そのことは、自由主義的な「会話」に対する著者の批判にも表れている。マジョリティとマイノリティとの間にいくら共通性があるからといって、両者の間の横たわる不正義のあるいは不平等の状態への認識を欠いて、単に「会話」を行うことなどできないのである(144-147頁)。

著者のこのような認識は規範的には妥当である。しかし、対話の実現ということを念頭に置くなれば、規範的には正しい認識が、かえってその実現を困難にしてしまうかもしれないことをどのように考えるかという問題が発生する。著者が支持する「連累」の関係は、いわばマジョリティに対する道徳的な命法である。しかし、マジョリティがそのような命法を内面化する保証は存在しない。そうだとすれば、問題はまたも、「マジョリティ」の側の人々自身がどのようにして「連累」の関係にあるという認識に至ることができるのか、ということになる。

他方、マジョリティとマイノリティとの間の共通性に焦点を絞るならば、上記のような問題を回避し、対話の実現可能性が増す。両者の共通性を指摘することは、潜在的には分断しかねないマジョリティとマイノリティとの間を「架橋」し、両者の間に対話を実現するための「熟議的レトリック」と言える⁴⁾。しかし、規範的に見ると、この場合には「連累」の問題が隠蔽されてしまうということになるだろう。

果たして、差異を重視する筋道と共通性を重視する筋道との間に折り合いをつけることは可能なのだろうか。一つの方法は、自己の「うちなる差異」、「その内部にさまざまな差異を抱えたハイブリッドな形成物」としての自己という著者の知見(56頁)を対話の実現とより連関させて考えることではないだろうか。たとえば、マジョリティに属するある人は、当該マジョリティによる過去の不正義に対して「連累」の関係にあるとともに、現在の生活の中でマイノリティと共通性を持つ存在でもあり、さらに言えば、何らかの側面ではその人が固有にマイノリティとして位置づけられるような存在でもあるかもしれない。このような「ハイブリッドな自己」が行う対話は、必ずしも一つだけとは限らないだろう。ある場面では、彼女は主に「連累」の関係性を踏まえた対話を求められるかもしれない(その結果、その対話を受け容れることができないかもしれない)し、また別の場面では、マイノリティとの共通性という観点からの対話に関わっていくかもしれない。その意味では、まずは、公式の制度も含めて、できるだけ様々な対話の場を創り出し、それぞれの場で、ハイブリッドな自己のある側面が表出するような経験を重ねることが大切であろう。

しかし、さらに重要なことは、「ハイブリッドな自己」が単にそのハイブリッド性を場によって使い分けるという意味での「合理的な」存在に止まるとは限らない、ということである。たとえば、共通性をベースとした対話の場においても、そこでの対話のプロセスそれ自体が、参加者自身の意図とは別に、マジョリティ/マイノリティ間の差異の側面への注意を喚起し、「連累」の関係性を「発見」させることに寄与するかもしれない。既に言及したように、対話とは、そのプロセス自体が人々を変えていき、結びつけていく力を持つものである。そうだとすれば、開始前から、当該の人々が過去の不正義に対する道徳的命法に従っているべきと想定する必要性は、必ずしも存在しない。当該の対話を始めた時の「自己」(のある側面)がその対話の進展の中で変わらぬ「自己」(のある側面)であり続けるとは限らないからである。

4. おわりに

ここまで、オーストラリア研究、多文化主義論、さらには社会学の門外漢であるにもかかわらず、いささか異例とも思われる長文の書評の中で、疑問点も含めていろいろと述べてきた。しかし、評者にとって、本書が現代社会における熟議/対話の意義について再確認させてくれる好著であることに疑いはない。そのような好著を書評する機会を得たことに、そして、そのための読書と執筆を通じて、オーストラリア・キャンベラで評者が在外研究を行っていた時の多文化主義に関する様々な体験——その中には、著者との何度かの「対話」が含まれる——を

思い起こす機会を得たことにあらためて感謝しつつ、本稿を閉じることにしたい。

【注】

- 1) 現在では、熟議民主主義についての様々なタイプの経験的研究が存在する。その概観として、田村(2008: 第6章)を参照。また、田村編(2010)のとりわけ第Ⅱ部の諸論文も参照。
- 2) 様々なミニ・パブリックスの概観として、篠原編(2012)を参照。
- 3) たとえば、家族内での「日常的な話し合い」は、それを通じて既存の性別分業規範が是正される可能性をもつとともに、既存のジェンダー規範に基づいた男女の非対称的な関係が直接的に反映されやすいという問題点も持っている(cf. 田村 2010)。
- 4) レトリックが異なる人々を「架橋」する機能を持つことについては、Dryzek(2010: chap. 4)、広範な人々に反省(リフレクション)を促す「熟議的レトリック」についてはChambers(2009)を、それぞれ参照。

【参考文献】

- 五十嵐泰正. 2011. 「書評：塩原良和著『変革する多文化主義へ——オーストラリアからの展望』」『三田社会学』第16号.
- 齋藤純一. 2012. 「デモクラシーにおける理性と感情」齋藤純一・田村哲樹編『アクセスデモクラシー論』日本経済評論社.
- 塩原良和. 2010. 『変革する多文化主義へ——オーストラリアからの展望』法政大学出版局.
- 篠原一編. 2012. 『討議デモクラシーの挑戦——ミニ・パブリックスが拓く新しい政治』岩波書店.
- 盛山和夫. 2012. 「公共社会学とは何か」盛山和夫・上野千鶴子・武川正吾編『公共社会学 [1] リスク・市民社会・公共性』東京大学出版会.
- 田村哲樹. 2008. 『熟議の理由——民主主義の政治理論』勁草書房.
- 田村哲樹. 2010. 「親密圏における熟議／対話の可能性」田村編(2010)所収.
- 田村哲樹編. 2010. 『政治の発見5 語る——熟議／対話の政治学』風行社.
- Chambers, Simone. 2009. “Rhetoric and the Public Sphere: Has Deliberative Democracy Abandoned Mass Democracy?” *Political Theory*. Vol. 37. No. 3.
- Dryzek, John S. 2007. “Theory. Evidence. and the Tasks of Deliberation.” in Shawn W. Rosenberg (ed.) *Can the People Govern? Deliberation. Participation and Democracy*. Palgrave Macmillan.
- Dryzek, John S. 2010. *Foundations and Frontiers of Deliberative Governance*. Oxford University Press.
- Mansbridge, Jane. 1999. “Everyday Talk in the Deliberative System.” in Stephen Macedo (ed.) *Deliberative Politics: Essays on Democracy and Disagreement*. Oxford University Press.

(たむら てつき 名古屋大学大学院法学研究科)